

2025 年国際博覧会を活用した食文化振興促進事業
仕 様 書

令和 7 年 1 月 29 日
文化庁参事官（生活文化連携担当）

1. 趣旨

2025 年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）において、令和 7 年 6 月 5 日(木)から 6 月 16 日(月)で開催予定のテーマウィーク「食と暮らしの未来ウィーク」期間中に EXPO メッセでのブース出展を予定している。日本の食文化が国内外から大きな注目を浴び、その振興促進に繋がる良い機会として、本事業では、令和 6 年度「食文化振興加速化事業（食の発信・普及推進事業）」（以下「令和 6 年度事業」という。）にて制作をした登録無形文化財「菓銘をもつ生菓子（煉切・こなし）」をテーマとしたコンテンツを活用しながら、大阪・関西万博における効果的な魅力発信の取組を実施する。

2. 委託業務内容（予算規模：2,000 万円を上限とする）

（1）展示ブース等設営業務

登録無形文化財「菓銘をもつ生菓子（煉切・こなし）」の魅力発信をテーマにした以下①～④のコンテンツを活用しながら、展示様式・内容に沿って大阪・関西万博における我が国の魅力ある食文化を訴求するブースの設営を行う。なお来場者の過度な滞留を避けるなど人の流れを考慮しながら、テーマとなる「菓銘をもつ生菓子（煉切・こなし）」の魅力発信に効果的な工夫を取り入れること。

設営期間は展示期間前の 2 日間程度、撤去期間は展示期間後の 1 日程度と想定する。

※ 資材等の搬入出・施工・撤去・処分等にかかる費用は事業費の計上対象とすること。

＜令和 6 年度事業にて制作したコンテンツ＞

- ① 実演台投影用のプロジェクションマッピング映像
- ② モニター放映用の動画コンテンツ（「菓銘をもつ生菓子（煉切・こなし）」のわざの魅力や菓銘を付す工程等を分かりやすく伝える内容）
- ③ 壁面展示パネル用の電子データ（生菓子の特性を説明するコンテンツ）
- ④ 「菓銘をもつ生菓子（煉切・こなし）」写真集(解説図録)パンフレットの英語版電子データ

ア. 展示様式

- ・大阪・関西万博「食と暮らしの未来ウィーク」期間中に EXPO メッセでブース出展を実施する。展示期間は 2025 年 6 月 8 日(日)から 6 月 15 日(日)までの 8 日間とする。
- ・同ブースエリアでは農林水産省・国税庁も出展を検討しているため、会場の展示全体の統一感にも配慮すること。また、必要に応じて、農林水産省・国税庁（展示業務を外部へ委託する場合はその委託先を含む。）との情報交換・調整等を行うこと。
- ・近隣のブースでは他ジャンル（茶・いぐさ、日本産酒類等）の食文化をテーマにした展示が行われる予定。

- ・ブース面積は横幅4m×奥行3mの12㎡程度（バックヤードの広さも同程度）を想定。令和6年度事業において作成されたブースの空間デザインを基本とする。

イ. 展示内容

本事業では以下2種の展示を実施する。

(ア) 職人による実演 使用コンテンツ：①

- ・和菓子職人による生菓子の創作実演を開催時間内（10時～20時）に全日6回程度実施する。（1日2人の交代制を予定）繊細かつ巧みな「職人わざ」により、四季折々の風物等を手がかりとした多様な表現がなされた生菓子の素晴らしさを体感できる内容とする。
見るだけに留まらず五感で魅力を感じることができるよう、職人が創作した煉切と同様のものを、実演後に試食品として1回につき30個程度配布することを想定する。
- ・実演を行わない時間帯には実演台にてプロジェクションマッピング投影を行う。具体的には、煉切を載せたお皿を台上のセンサー位置を示すマーカの上に置くとトラスで実演台上部に吊るしている機材からプロジェクションマッピングが投影され、「菓銘をもつ生菓子」に応じた演出や文言を表示されるような仕組みとなり、四季を表現した生菓子の美しい造形を体感できるような設営の仕方を想定する。
※ 実演台や、センサー・音響機材等の機材についてはレンタル利用を基本とする。

(イ) その他の展示コンテンツ

・動画コンテンツ 使用コンテンツ：②

ブース内にモニターを設置し、「菓銘をもつ生菓子(煉切・こなし)」のわざの魅力や菓銘を付す工程、和菓子を支える原材料や製法、受け継ぐ人々の思いなどを、日・英の字幕と共に、分かりやすく伝える動画を放映する。

なお、実演時間帯は、動画放映を中断し、職人による実演の様子をモニターに流すことを想定している。

・展示パネル・用具展示 使用コンテンツ：③

生菓子の日本の習俗を表現した美しい造形について、また生菓子そのものの歴史や日本人の生活文化と深く関わっている特性を説明するために制作した展示パネルを完成させ、ブース内壁面に展示する。また、洗練された職人の手わざを視覚的に感じさせる観点から生菓子創作に使用される用具を展示する他、生菓子を嗜む上で関連する菓子器等の展示も併せて実施する。

・パンフレット 使用コンテンツ：④

国外の方にも生菓子の魅力を訴求できるコンテンツとして制作した登録

無形文化財「菓銘をもつ生菓子(煉切・こなし)」写真集(解説図録)パンフレットの英語版電子データを二次元コード化し、パネル印字して掲示する。

なお、紙版パンフレットの作成は想定していない。

【留意すべき事項】

- ・令和6年度事業にて制作したコンテンツに、修正の必要があると判断した場合は、文化庁担当者に報告の上、適切な修正を行うこと。
- ・上記コンテンツ以外に「菓銘をもつ生菓子(煉切・こなし)」の魅力発信に繋がるようなものがあれば企画提案・制作することが望ましい。
- ・業務を行うにあたっては、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が発出するEXPO メッセ「WASSE」利用ガイド等の各種ガイドラインに留意して行うこと。

(2) 展示運営・管理業務

展示期間中を含む展示ブースの運営及び全体管理の業務を行う。

試食品配布の管理・来場者整理等を担当するスタッフや展示全体の監修にて協力を受ける「全国和菓子協会」担当者等との調整やスケジュール管理、展示物・機材の点検等を適宜行い、スムーズな展示運営に努める。

3. 業務期間

令和7年4月以降の委託契約締結日から令和7年10月31日までとする。

4. 事業の実施

(1) 事業の実施

具体的な実施内容については、文化庁と協議の上、決定する。

事業の実施や経費の支出に当たっては、文化庁担当者と十分に協議すること。

また、事業等の進捗について定期的に文化庁担当者に報告の上、十分に協議すること。

(2) 事業の評価

事業を実施するに当たっては、事業実施による効果が把握できるよう、適切な効果指標を設定すること。また、事業の評価を適切に実施し、成果報告書で取りまとめること。なお、評価の内容について、文化庁担当者から聞き取りを行う場合がある。

(3) 事業実施による成果物

- ① 事業実施による成果物（展示物・二次元コードデータ等）については、文化庁に提出するものとする。
- ② 本事業で作成したコンテンツの著作権は文化庁に帰属し、成果物として納品するものとする。

(4) 委託費の支出

- ① 経費計上は契約期間内に発生したものに限る。
- ② 委託費の支出は、文部科学省官署支出官から委託先の代表者に支出する。
- ③ 事業を実施するに当たり、契約締結及び支払いを行う場合には、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、経費の効率的執行に努めること。
- ④ 委託費の経理については、特定の個人が一括して担当することのないよう、必要に応じて規約、経費の支出規定等を定め、経費の支出に当たっては複数の者が審査した上で支出するなど適切な執行に努めること。
- ⑤ 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- ⑥ 本事業の事業費を積算する際は、公募要領に定める留意事項等を踏まえて経費を計上すること。

5. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「2025 年国際博覧会を活用した食文化振興促進事業審査委員会」において行う。

なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「2025 年国際博覧会を活用した食文化振興促進事業に係る評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 業務の実施方針

1-1 内容の妥当性、独創性

- * 1-1-1 仕様書記載の業務内容について全て提案されていること。〔仕様書において【留意事項】に示している内容については勿論、その他の部分においても独自の提案がされていれば望ましい〕
- * 1-1-2 偏った業務内容となっていないこと。

1-2 方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 事業遂行内容・手法が妥当であること。〔事前分析の手法に事業成果を高めるための工夫があれば望ましい〕

- * 1-2-2 作業項目・作業手法が明確であること。
 - 1-3 遂行計画の妥当性、効率性
 - * 1-3-1 事業遂行の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔遂行の日程・手順等が効率的であれば望ましい〕
- 2 組織の経験・能力
 - 2-1 組織の類似業務の経験
 - 2-1-1 過去に類似の業務（イベントブース設営、展示運営管理業務等）を実施した実績があれば望ましい。
 - 2-2 組織の事業実施能力
 - * 2-2-1 事業を遂行する上で必要最低限の人員が確保されていること。
 - 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば望ましい。
 - * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。
 - 2-3 業務に当たってのバックアップ体制
 - 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば望ましい。
- 3 業務従事予定者の経験・能力
 - 3-1 業務従事予定者の類似業務の経験
 - * 3-1-1 過去に類似の業務（イベントブース設営、展示運営管理業務等）を実施した実績があれば望ましい。
 - 3-2 業務従事予定者の業務内容に関する専門知識・適格性
 - * 3-2-1 業務で取り扱う予定の内容に関する知識・知見を有していること。
 - 3-2-2 業務内容に関する人脈を有していれば望ましい。
- 4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標
 - 4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組
 - 4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認（外国法人に限る。）を受けていれば望ましい。
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定）、又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る。）
 - 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
 - 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
 - ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定を受けていれば望ましい。
- 5 賃上げを実施する企業に関する指標
 - 5-1 賃上げの表明
 - 以下のいずれかを表明していれば望ましい。（いずれかを応札者が選択

し、別紙2の表明書を提出するものとする。※1)

5-1-1 令和6年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和6年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

6. 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

7. 守秘義務

受注者は、本件業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本件業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本件業務以外に使用しないこと。

8. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

9. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・5-1-1の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。
- ・5-1-2の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1の場合は「合計額」と、5-1-2の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

1 0．子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

1 1．取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

1 2．その他

- (1) 本事業のすべてを再委託することはできない。当該事業の一部を再委託する場合、再委託先との明確な責任と役割を示すことができ、適切に遂行できる企業等を選定していること。
- (2) 本事業の実施に当たり入手した個人情報については、善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (3) 報告書等の検収は文化庁が行い、報告書の提出後に受託者の責任による誤り等が判明した場合には、文化庁の指定する日時までに修正するものとする。
- (4) 提出した報告書の記述に関し、即時説明できる体制を整えること。
- (5) 文化庁から委託代金の支払に当たっては、証憑書類の提出を求めることから厳格な経理処理を行える体制を構築すること。

- (6) 仕様書に定めのない事項がある場合、または疑義が生じた場合には、文化庁
担当者と協議し、その指示に従うこと。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年（※１））において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前年（※１））増加率○%以上とすることを（従業員と合意したことを（※２））表明いたします。

令和 年 月 日
株式会社○○○○
（住所を記載）
代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日
株式会社○○○○
従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印
給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

- ※１：状況に応じて事業年度とするか暦年とするかを選択して記載すること。
※２：状況に応じて括弧内の内容を記載すること。
※３：本表明書は、次のページ（留意事項）と合わせて両面印刷とすること。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記3.による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年（※１））において、給与総額を対前年度（又は対前年（※１））増加率○％以上とすることを（従業員と合意したことを（※２））表明いたします。

令和 年 月 日
株式会社○○○○
（住所を記載）
代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日
株式会社○○○○
従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印
給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

- ※１：状況に応じて事業年度とするか暦年とするかを選択して記載すること。
※２：状況に応じて括弧内の内容を記載すること。
※３：本表明書は、次のページ（留意事項）と合わせて両面印刷とすること。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記3.による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

2025 年国際博覧会を活用した食文化振興促進事業 総合評価基準

**令和 7 年 1 月 29 日
文化庁 参事官(生活文化連携担当)**

本資料は、文化庁 参事官（生活文化連携担当）が調達する 2025 年国際博覧会を活用した食文化振興促進事業に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を 1 から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、本委託事業を審査するための審査委員会を設置し、別冊の仕様書、別紙 1 の評価項目及び得点配分基準及び別紙 2 の加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が文化庁としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- （１）評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- （２）仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3 得点配分

区 分	価格点	技術点	合計
配 点	5 0	1 0 0	1 5 0

4 総合評価の方法

- （１）入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1 の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に 2 の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。
 - ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
 - ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。
- （２）上記数値の最も高い者が 2 人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

別紙 1

2025 年国際博覧会を活用した食文化振興促進事業に係る評価項目及び得点配分基準

* : 必須の項目 ● : 価格と同等に評価できない項目

分類	評価項目及び評価基準	基礎点	加点
	1 業務の実施方針 [50点]	28	22
●	1-1 内容の妥当性、独創性	10	5
	* 1-1-1 仕様書記載の業務内容について全て提案されていること。[仕様書において【留意事項】に示している内容については勿論、その他の部分においても独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。]	5	5
	* 1-1-2 偏った業務内容となっていないこと。	5	
●	1-2 方法の妥当性、独創性	10	5
	* 1-2-1 事業遂行内容・手法が妥当であること。[事前分析の手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する]	5	5
	* 1-2-2 作業項目・作業手法が明確であること。	5	
●	1-3 遂行計画の妥当性・効率性	8	12
	* 1-3-1 事業遂行の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。[遂行の日程・手順等が効率的であれば加点する。]	8	12
	2 組織の経験・能力 [24点]	12	12
	2-1 組織の類似業務の経験		6
	2-1-1 過去に類似の業務（イベントブース設営、展示運営管理業務等）を実施した実績があればその内容に応じて加点する。		6
	2-2 組織の事業実施能力	12	3
	* 2-2-1 事業を遂行するために必要な人員が確保されていること。	6	
	2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。		3
	* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。	6	
	2-3 業務に当たってのバックアップ体制		3
	2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。		3
	3 業務従事予定者の経験・能力 [16点]	5	11
	3-1 業務従事予定者の類似業務の経験		6
	3-1-1 過去に類似の業務（イベントブース設営、展示運営管理業務等）を実施した実績があればその内容に応じて加点する。		6
	3-2 業務従事予定者の担当業務に関する専門知識・適格性	5	5
	* 3-2-1 業務で取り扱う予定の内容に関する知識・知見を有していること。	5	
	3-2-2 業務内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。		5
	4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 [5点]		5
	4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組		
	4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。[ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。] ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る） ○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。		5

	※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。		
	5 賃上げを実施する企業に関する指標 [5点]		5
	5-1 賃上げの表明		
	以下のいずれかを表明していること。(いずれかを応募者が選択するものとする) 5-1-1 令和6年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 5-1-2 令和6年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※「『総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について』(令和3年12月17日付財計第4803号)第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。		5
	合 計 [100点]	45	55

※ この例では 価格点：技術点＝50点：100点（1：2）

※ 小数点以下の得点が発生した場合は、四捨五入等を行わずに合計点数を算出すること。

2025 年国際博覧会を活用した食文化振興促進事業に係る加点付与基準（参考例）

加 点 評 価 項 目		評 価 区 分		
		大変優れて いる	優れている	やや優れて いる
1	業務の実施方針			
	* 1-1-1 仕様書に示した内容以外の独自の提案について	5	3	1
	* 1-2-1 事業成果を高めるための作業内容・手法の工夫について	5	3	1
	* 1-3-1 事業遂行の日程・手順等の効率性について	1 2	6	1
2	組織の経験・能力			
	2-1-1 類似業務（イベントブース設営、展示運営管理業務等）の実績内容について	6	4	1
	2-2-2 幅広い知見・人材ネットワーク・優れた情報収集能力について	3	2	1
	2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制について	3	2	1
3	業務従事予定者の経験・能力			
	3-1-1 業務従事予定者が類似の業務（イベントブース設営、展示運営管理業務等）を実施した実績について	6	4	1
	3-2-2 業務内容に関する人的ネットワークについて	5	3	1
4	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。		
	4-1-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組について ※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。			
	【区分 1】女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等 ・認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと） ・認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと） ・認定段階 3 ・プラチナえるぼし認定企業 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）		2 3 4 5 1	
	【区分 2】次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）			

	・くるみん認定①（平成 29 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第 4 条又は平成 29 年改正省令附則第 2 条第 3 項の規定に基づく認定）	2
	・トライくるみん認定	3
	・くるみん認定②（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））	3
	・くるみん認定③（令和 4 年 4 月 1 日以降の基準）（令和 3 年改正省令による改正後の次世代法施行規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく認定）	3
	・プラチナくるみん認定	5
	【区分 3】青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定	
	・ユースエール認定	4
	※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	
5 賃上げを実施する企業に関する指標		5-1-1 と 5-1-2 のいずれかを加点するものとする。
	5-1-1 令和 6 年 4 月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては 3 % 以上、中小企業等においては 1.5 % 以上増加させる旨を従業員に表明していること。	5
	5-1-2 令和 6 年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては 3 % 以上、中小企業等においては 1.5 % 以上増加させる旨を従業員に表明していること。	5

（注）実績を要求要件とする際は、競争性を阻害することのないよう必要最小限とすること。

2025 年国際博覧会を活用した食文化振興促進事業
委託実施要項

令和 7 年 1 月 17 日
文化庁次長決定

1. 趣旨

2025 年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）において、令和 7 年 6 月 5 日（木）から 6 月 16 日（月）で開催予定のテーマウィーク「食と暮らしの未来ウィーク」期間中に EXPO メッセでのブース出展を予定している。日本の食文化が国内外から大きな注目を浴び、その振興促進に繋がる良い機会として、本事業では、令和 6 年度「食文化振興加速化事業（食の発信・普及推進事業）」（以下「令和 6 年度事業」という。）にて制作をした登録無形文化財「菓銘をもつ生菓子（煉切・こなし）」をテーマとしたコンテンツを活用しながら、大阪・関西万博における効果的な魅力発信の取組を実施する。

2. 委託業務の内容

2025 年国際博覧会を活用した食文化振興促進事業の実施に当たり、以下の業務を委託する。

- （1） 展示ブース等設営業務
- （2） 展示運営・管理業務

3. 業務の委託先

委託先は、日本の食文化に関して相当の知識を有し、本事業に必要な情報提供や連絡調整を円滑に行うことができ、下記（1）から（4）の要件を全て満たす法人又は団体（以下「団体等」という。）とする。

- （1） 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
- （2） 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- （3） 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- （4） 団体等の活動の本拠として事務所を有すること

4. 委託期間

委託期間は、令和 7 年 4 月以降の委託契約締結日から契約期間満了日までとする。

5. 委託手続

- （1） 委託を受けようとする団体等は、別に定めるところによる業務計画書等を文化庁に提出すること。
- （2） 文化庁は、上記（1）により提出された業務計画書等の内容を検討し、適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、当該団体等に対し業務を委託する。

6. 委託費

- （1） 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、雑役務費、保険料、消費税相当額）、再委託費、一般管理費）を委託費として支出する。
- （2） 文化庁は、団体等が委託契約書の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

- （1） 本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。
- （2） 本事業の一部を再委託する場合は、文化庁の承認を受けなければならない。

8. 業務完了（廃止）の報告

委託を受けた団体等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む。）は、委託業務

完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から30日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8により提出された委託業務完了（廃止）報告書について、必要に応じて現地調査を実施しながら調査を行い、その内容が適当であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託を受けた団体等に通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) 文化庁は、委託を受けた団体等における業務の実施が本事業の趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、委託を受けた団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 委託を受けた団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領（平成20年2月1日付け文化庁次長決定）に定めるところによる。